

## しんきんVISA ビジネスカード会員特約

### 第1条（定義）

株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本特約およびしんきんカード個人会員規約（以下「本規約」という）並びに個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）を承認のうえ入会申込をした個人で当社が適格と認めた方を本会員とし、且つ個人自らが個人事業主として事業を営んでいる方とします。

### 第2条（読み替え等）

1. 本規約において「本会員」または「会員」とあるものは本特約第1条にて定めた「本会員」と読み替えるものとします。
2. 同意条項において「会員または会員の予定者」とあるものは「本会員または本会員の予定者」と読み替えるものとします。本会員及び本会員の予定者を「本会員等」といいます。
3. 本規約第36条、第41条および第44条に定める個人事業主に係る取引を行う目的の定めにかかわらず、取引を行う目的は事業費資金のみとします。

### 第3条（家族会員）

当社は本規約第2条に定めた家族会員へのクレジットカード発行をいたしません。これにより本規約および同意条項における家族会員に係る条項、これに起因する権利及び義務については、発生しません。

### 第4条（会員資格の取消）

本規約第22条に追加して、下記条項が適用されるものとします。

1. 第三者への事業継承、事業廃止、事業の法人化など当社が本特約第1条に定めた本会員の定義に合致しない場合

（2013年3月1日改定）